

V 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

1 入学者選抜に係る情報の提供

入学者選抜に係る情報のうち、(1)に示す選抜資料については、(2)に示す手続きによって受検者本人に提供します。

(1) 提供の対象となる入学者選抜に係る情報

ア 一般選抜

面接、学力検査及び学校独自選抜資料の結果

イ 海外帰国生徒選抜

面接及び学力検査の結果

ウ 外国人生徒選抜

面接、日本語基礎力検査及び実技検査の結果

エ 長期欠席生徒選抜

面接及び学力検査の結果

オ 連携型選抜

面接及び学力検査の結果

カ 県外生徒特色選抜

面接及び学力検査の結果

キ 再募集

作文、小論文及び面接の結果

(2) 請求等の手続き

ア 請求期間

令和8年4月1日から4月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 請求先

受検した県立高等学校

ウ 請求方法

受検者本人が受検票又は合格通知書を提示するとともに、口頭により希望する選抜資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入してください。

エ 提供方法

請求を受けた県立高等学校は、受検票又は合格者通知書により受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料により提供します。

オ 時間

原則として午前9時から午後4時までの間で各高等学校が適切に定めます。

2 入学者選抜に係る情報の開示

1に定めるもののほか、入学者選抜に係る情報の開示に関する事項については、静岡県情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び同施行条例に基づいて行います。

なお、市立高等学校の入学者選抜に係る情報の提供及び開示については、当該市の定めるところによります。